

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.25

## 静岡県弁護士会通信

発行 2022年 春号



静岡県弁護士会  
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>



### ご挨拶

このたび、2022年（令和4年）4月1日付で、静岡県弁護士会の会長に就任しました。どうぞよろしくお願いします。

さて、この4月1日には、なんと約220万人の方々が一斉に「成人」しました。「成年」年齢が18歳に引下げられたためです。

成人するということは、自分で自分のことが決められるという「自由」を手にすることですが、メリットばかりではありません。世の中には20歳代の若者をターゲットにした消費者被害が数多く存在します。また、SNSが普及した昨今、ありふれたアカウントの向こう側で悪意ある者が「被害者」を物色しているのも普通のことです。

それでも、今までのように20歳未満が「未成年」ならば、18歳・19歳の若者が被害を受けても「未成年者取消権」で全て白紙にできました。そのため、18歳・19歳の若者が消費者被害の標的にされにくいという予防効果もありました。それが、この4月からの成年年齢の引下げにより、18歳・19歳の若者には、消費者被害に巻き込まれるリスクが高まると同時に、救済手段として「未成年者取消権」が使えなくなりました。しかし、悪質な被害を放置して良いわけではなく、また、消費者被害の救済には「未成年者取消権」以外の手段も見つかる場合が多くあります。大切なことは、何か被害にあったと感じたらすぐに専門機関に相談することです。

当会の法律相談窓口も、その一つの選択肢としてご利用いただければと願っていますので、まずはお近くの弁護士会にお問い合わせください。

また、私たち弁護士会の行う広報は、どうしても若い世代の方々に届きにくいことを自覚しています。しかも、若い世代の方々には、何かの被害に遭われても、身近な大人に相談することが決して多くないという傾向もあるようです。そこで、若い世代（特に18歳・19歳）と接する機会の多い大人の

2022年度（令和4年度）  
静岡県弁護士会 会長 伊豆田 悅義

皆さんには、彼らが今まで以上に消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっていることをご理解いただき、何か困った様子があればお声かけのうえ、最寄りの専門機関への速やかな相談をご助言いただければと存じます。

さらに、消費者被害対策では、事後の救済以上に被害を未然に防ぐ予防こそ重要です。当会では、学校などに弁護士を派遣して、消費者被害等に関する出前授業も扱っており、ご好評をいただいている。また、消費者被害に限らず、いじめ予防や人権問題・憲法問題・司法制度などのメニューも用意していますので、お気軽に当会までお問い合わせください。



ところで、当会では、災害に見舞われた方々への生活再建相談等の支援活動にも力を入れております。昨年7月に発生した熱海市伊豆山地区での土石流災害につきましては、被災された皆さんに心よりお見舞いを申し上げますとともに、今後も引き続き皆さんに寄り添い、生活再建・住宅再建に向けた相談など、できる限りのお手伝いをさせていただく所存です。また、関係機関とも連携し、支援を必要とされる方にしっかりとつながることを目指します。

さらに、ついに3年目となりました新型コロナウィルス感染症対策に関し、当会では「新型コロナウィルス何でも無料電話相談」をはじめとした相談窓口にて対応してきましたが、今後も引き続き日々の情勢に応じ、皆さまのニーズを踏まえた相談等支援が実施できるよう努力して参ります。

そのほかにも、当会は、市民の皆さんに寄り添い、また、市民の皆さんから頼りにされる存在であることを願って、様々な活動に取り組んでおります。詳しくは、当会のホームページをご参照ください。

ご理解とご支援をお願い申し上げます。

# 選択的夫婦別姓（別氏）制度の早期実現を！

選択的夫婦別姓（別氏）制度という言葉をよく聞くけど、どんな制度なの？

選択的夫婦別姓（別氏）制度は、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度なの。現在の民法では、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず姓を他方の姓に改めなければならず（夫婦同氏強制制度）、現実には、男性の姓を選び、女性が姓を改めるのが90数%なの。でも、改姓による職業生活上・日常生活上の不便・不利益やアイデンティティの喪失など、主として女性に様々な不便・不利益が生じている。例えば生活上の不利益だけでも、運転免許証、印鑑登録証、健康保険証、銀行口座やクレジットカード、パスポート、生命保険、家賃、大学の奨学金などの各種名義変更に必要な手続きだけでも100以上にのぼるとも言われているよ。

夫婦別姓を望む声は大きいのかな？

内閣府やNHK放送文化研究所、民間会社などの調査では6割～8割の人が、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成しているよ。また、地方議会でも、導入を求める多数の意見書等が採択されているね。

世界的に見たらどうなのかな？

夫婦同姓を義務づけているのは、日本だけなの。同姓でも別姓でも良いし、あるいは2人の苗字を合せて名乗っても良いというのが世界では一般的なの。

導入に反対する意見の理由は何なんだろう？

夫婦同姓の方がより絆の深い一体感ある夫婦関係・家族関係を築くことができる、というのが主な反対理由なんだ。これに対して、姓が同じでも不仲な家族はいくらでもいるから、家族の絆と姓の問題とはまったく無関係といった反論がなされているよ。また、通称使用の拡大をすれば良いとの意見もあるけど、根本的な解決になっていないとの意見もあるね。

これまでの動きはどうなんだろう？

法務省の法制審議会が、1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を答申し、その後これに基づいて法律改正案が作成されたけど、国会に提出されなかったんだ。また、2015年の男女共同参画基本計画には選択的夫婦別姓制度の導入等に関する検討を進める趣旨の記載があったのに、その後の基本計画ではこれが削除されてしまったんだよ。

法律的にはどうなの？

日本も締結した国連の女性差別撤廃条約に基づく国連女性差別撤廃委員会は、日本に対して、姓を選択する権利を確保するための措置をとる義務の履行を求めて正式な勧告を3度も出しているんだ。また、夫婦同氏強制制度は、個人の尊厳を定めた憲法13条、性別による差別を禁止する憲法14条、婚姻の自由を定めた憲法24条に違反するという意見もあるよ。

最高裁はどのような判断をしているんだろう？

夫婦同姓を強制する民法750条が憲法13条・14条・24条、女性差別撤廃条約などに違反するかが争われた裁判で、最高裁はこれまで2度合憲判決を出しているけど、約3分の1の裁判官が違憲とする意見を書いているの。また、合憲とした多数意見も、夫婦同氏強制制度を支持しているわけではなく、国会が決めることだと言っているのよ。

この問題について、弁護士会はどのような立場をとっているのかな？

日本弁護士連合会は、1993年以降、折に触れ決議や意見書、会長声明などで民法750条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求めてきたし、静岡県弁護士会も、2度にわたる会長声明で、この制度の導入を強く求めてきたんだ。早く、実現したいね。

# 各種法律相談のご紹介

2022.4.1現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。  
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関する無料電話相談実施中！  
TEL054-204-1999 又は弁護士会ホームページで受付

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円（税込）  
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時  
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター  
※浜松支部にて予約受付  
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター  
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時



静岡・浜松・沼津では、原則第3土曜の午前も相談を実施中！  
予約は平日お電話で。

## 高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスをいたします。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。  
※高齢者を対象とした無料電話相談も行なっています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

## 犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

### ■相談日時

- 静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部  
相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

## 交通事故相談 ((公財) 日弁連交通事故相談センター※) 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。  
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。  
※当センターは、国（国土交通省）からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部（静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部）へお問い合わせください。

## 静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

## 浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

## 沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848

## クレジット・サラ金相談

無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスをいたします。

■相談時間 30分間

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時  
每週火・木曜日 午後1時30分～4時  
毎週金曜日 午前10時～12時  
午後1時30分～4時
- 浜松支部 每週月・水・金曜日 午後1時30分～5時  
毎週火・木曜日 午前10時～12時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士を紹介いたします。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲裁役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

### ■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、  
土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



静岡相談所	毎週月・水曜日 午後1時30分～4時、 毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
浜松相談所	毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
掛川相談所	毎月第1水曜日 午後1時30分～4時
沼津相談所	毎週月・水・金曜日 午後1時～3時30分
三島相談所	毎月第2火曜日 午後1時～3時30分
伊東相談所	毎月第3火曜日 午後1時～3時30分
下田相談所	毎月第4月曜日（変更有） 午後1時～3時30分